

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件業務委託に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であって、別記4の「入札書のほかに提出する書類」を提出し、審査の結果、適当と認められた者であること。
- (3) 入札参加要件確認書の提出期限の日から落札者の決定までの間に、愛媛県知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 中予地方局管内に事業所（契約可能な本店又は支店等）を有すること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立て、又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 過去3年間に国又は地方公共団体と本委託と同種の旅費審査等業務委託の契約実績があること。

3 入札の日時及び場所等

別記の2のとおり。開札は、即時開札とする。

4 入札手続に関する注意事項

- (1) 入札参加者及びその代理人は、会計規則、入札説明書、別添契約書（案）、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者及びその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。郵便、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札参加者及びその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 委託業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の指名及び押印
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、書類の文字及び陰影を明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札書に記載する金額はアラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、入札書の金額の訂正は認めない。（金額を訂正する場合は、新たな入札書に記載すること。）
- (8) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (9) 入札参加者及びその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期することができる。この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対する責めを負わないものとする。
- (11) 入札金額は、当該入札に付する業務に係る一切の諸経費を含めて見積るものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税を控除した金額を入札書に記載すること。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (13) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (14) 入札会場には、入札参加者及びその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(13)の立会職員以外の者は、入札開始後は入場することができない。また特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (15) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。別添代理入札を行う場合の「入札書、委任状」記入の注意事項を参照のこと。
- (16) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該会場から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (17) 入札参加者又はその代理人は、本件入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (18) 予定価格の制限内での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から原則2回を限度として見積を徴する。

5 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札保証金免除申請書」を提出し、「入札保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添2「入札（契約）保証金について」参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) (1)(2)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則第135条から第137条までの規定による。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、異議の申立てはできないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、納付した入札保証金の額が、入札者

が見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書

- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (11) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わってくじを引かせるものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場で告知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、「契約保証金免除申請書」を提出し、「契約保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添2「入札(契約)保証金について」参照)
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては会計規則第152条から第154条までの規定による。

9 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (3) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、令和8年3月4日(水)午後5時までに電子メール(soumujimukanri@pref.ehime.lg.jp)宛に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第1号)」を提出すること。
- (4) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名)しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

契約書(案)及び仕様書のとおり。

11 資格審査に関する事項

- 2 (2)の資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先
愛媛県 出納局 会計課 用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089-912-2156

12 その他の事項

- (1) 入札参加者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者及びその代理人が、負担するものとする。
- (2) 当該入札は、令和8年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が可決・成立することを条件として実施するものである。
- (3) 契約は予算の執行が可能となる日(令和8年4月1日)以降に行うこととする。
- (4) 事務を担当する部局は、別記の3のとおりとする。
- (5) 入札関係書類の交付は、別記の4のとおりとする。

別 記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 愛媛県旅費審査等業務
- (2) 業務名及び数量 愛媛県旅費審査等業務 一式（3人役）
- (3) 業務の内容等 契約書（案）及び仕様書による
- (4) 履行期間（契約期間） 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (5) 履行場所 愛媛県庁舎内の県が指定する場所
- (6) 入札方法 (2) についての、消費税及び地方消費税を含めない総価で行う。

2 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時
令和8年3月16日（月） 午後2時00分
- (2) 入札場所
愛媛県庁本館1階 会議室

3 事務を担当する部局

部局名 愛媛県総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室 旅費審査グループ
所在地 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089-912-2774

4 入札関係書類の交付

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロードによるほか、上記3の場所で手渡しにより配布する。配布期間は、令和8年3月3日（火）（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの執務時間中）までとする。

5 質疑事項の取扱い

- (1) 受付方法及び受付期限
質疑事項がある場合は、令和8年3月4日（水）午後5時までに、別添「質問書」を、電子メール、郵送、又は持参の方法により提出すること。（期限必着）
なお、電子メールの場合は、件名を必ず「旅費審査等業務入札の質問」とし、愛媛県総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室のメールアドレス（soumujimukanri@pref.ehime.lg.jp）に送信すること。
また、提出後速やかに、担当窓口へ電話で到着確認を行うこと。
- (2) 回答方法
質問書に記載されたメールアドレスに回答を返信する。
また、令和8年3月11日（水）までに、全ての質問及び回答を取りまとめ、入札参加者（入札参加要件確認書の提出を受け、入札参加可能となった者）に原則として電子メールで送信する。

6 入札関係提出書類

- (1) 入札参加要件確認書の作成方法等
次の3点の書類等を提出し、入札保証金の免除を希望する場合は免除申請書も提出する。
 - ア 入札参加要件確認書 1通
別添「入札参加要件確認書」を記載する。
確約事項等が含まれているので、入札参加要件確認書の内容を十分確認すること。
なお、虚偽の記載をした場合や、落札後に確約事項を満たさない場合などは、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。
 - イ 既成の契約書の写し 2例分
入札説明書2（7）の実績について、内容の確認できる契約2例について、契約書の写しを添付すること。

- ウ 入札（契約）保証金免除申請書（提出は任意） 1通
別添「入札（契約）保証金免除申請書」を記載する。
免除を希望しない場合は提出不要。

(2) 提出期限及び提出先

令和8年3月4日（水）午後5時までに、上記3の場所に持参又は郵送（期限必着）で提出する。

(3) 入札参加の可否の通知、入札保証金及び契約保証金の免除可否の通知

提出された入札参加要件確認書の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに提出者に通知（電子メールで送付）する。入札保証金及び契約保証金の免除も申請している場合は併せて通知（電子メールで送付）する。

【参考】

スケジュール概要	
2月下旬	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>関係書類交付 (県ホームページでのダウンロード)</p> <p>↓</p> <p>3/4（水） 終了</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>質疑事項（電子メール）</p> <p>↓</p> <p>質問者に随時回答 (電子メール)</p> <p>3/4（水） 受付期限</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>入札参加要件確認書の提出 (持参又は郵送)</p> <p>↓</p> <p>3/4（水） 提出期限</p> </div> </div>
3/11（水）	<p>取りまとめた質問を 全者に通知（電子メール）</p>
入札日までに	<p>入札参加可否の通知 (電子メール)</p>
3/16（月）	<p>入札 契約準備</p>
4/1（水）	<p>契約</p>